

岡崎幸田救急医療対策懇話会開催要領

(目的)

第1 西三河南部東医療圏の救急医療対策に関する意見交換及び地域医療関係者の連携推進を目的として、岡崎幸田救急医療対策懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(議題)

第2 懇話会は、前項の目的を達成するため、次の事項について意見交換する。

- (1) 圏域の救急医療に関する各種データとその分析結果
- (2) 圏域の救急医療対策に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3 懇話会は、西三河南部東医療圏の次の関係機関をもって組織する。

- (1) 一般社団法人 岡崎市医師会
- (2) 一般社団法人 岡崎歯科医師会
- (3) 一般社団法人 岡崎薬剤師会
- (4) 2次救急医療機関
- (5) 3次救急医療機関
- (6) 岡崎市消防本部
- (7) 幸田町消防本部
- (8) 愛知県西尾保健所
- (9) 岡崎市
- (10) 幸田町
- (11) その他、事務局が適当と認める者

(開催)

第4 懇話会は、岡崎市又は幸田町の長が、関係機関を招集することにより開催する。

- 2 懇話会の出席者は、関係機関から選任されたものとする。
- 3 懇話会の進行役は、出席者の中から互選により選出する。
- 4 懇話会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局)

第5 懇話会の事務局は、岡崎市保健部保健政策課及び幸田町健康福祉部健康課が務める。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に事務局が定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。